

岡崎市在宅医療・介護連携協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市附属機関設置条例（令和元年岡崎市条例第21号）第6条の規定に基づき、岡崎市在宅医療・介護連携協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、市民が住み慣れた家庭・地域で、できる限り在宅療養を続けられるように、関係者が集まって、市民と共に地域全体の在宅医療を推進することを目的とする。

(所掌事務の詳細)

第3条 協議会の所掌事務の詳細は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 医療と介護の多職種連携を効果的に推進すること。
- (2) 在宅医療を担う専門的な人材と、日常の在宅生活を市民同士で支える地域の人材を育成すること。
- (3) 医療と介護の従事者と市民の中に、在宅医療への理解と関心を高めること。
- (4) その他在宅医療の推進に関し、必要と認められること。

(委員の選任)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 民生委員児童委員
- (4) 介護サービス事業者
- (5) 社会福祉協議会職員
- (6) 関係行政機関職員
- (7) 地域包括支援センター職員
- (8) その他市長が必要と認めた者

2 協議会は、必要に応じて作業部会を設置することができる。

(会長等)

第5条 協議会には、会長及び副会長をそれぞれ1名置く。

- 2 会長、副会長は、委員の互選によるものとする。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、委員全員の出席を求める必要がないと認めるときは、一部の委員の出席を求めて協議会を開催することができる。

3 委員長は、必要に応じて協議会に委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、ふくし相談課において処理する。

(守秘義務)

第8条 委員及び出席者は、職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(岡崎市在宅医療・介護連携協議会設置要綱の廃止)

2 岡崎市在宅医療・介護連携協議会設置要綱（平成26年5月15日制定）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。